

(様式第9号)

## 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知）に基づき、〇〇活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

### 記

（目的）

第1条 この協定は、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、〇〇活動組織と森林所有者の間で明らかにすべき内容等を定めることを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第2条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇（〇〇林班〇〇小班）

面積 〇〇.〇ha

計画図 別紙「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

注：所在地について、可能な限り該当する林小班名も併記すること。

（協定期間）

第3条 活動に伴う協定期間は、協定締結の日から〇年〇月〇日までとする。

（対象となる森林の取扱）

第4条 〇〇活動組織と森林所有者は、活動の趣旨を踏まえて協定を締結するものとする。

2 〇〇活動組織と森林所有者は、協定の対象となる森林において活動の期間中に森林経営計画を策定する場合や、活動の期間中及び活動の終了年度の翌年度から起算して5年以内に立木竹の全面伐採除去や森林の転用等を行う場合等は、交付金の返還を求められることがあることを認識し、協定の締結に当たり、対象となる森林の取扱について事前に協議するものとする。

3 協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合であっても、前項の事前協議及び第6条により定めた事項は有効とする。

（活動計画）

第5条 活動組織が行う活動は、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係

る活動計画書」に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 利用する資源の範囲及び収益の取扱については、〇〇活動組織と森林所有者は、事前に協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、〇〇活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、〇〇活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇

森林所有者

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇